

カード利用通知・制限サービス特約

第1条 (目的・適用等) 1.本特約は、両社が利用者に対して提供するカード利用に関する通知・制限に関するサービス（第2条に定めるサービスをいい、以下「本サービス」という。）に関して、本サービスの利用内容、留意事項、制約事項、およびその他の基本事項を定めることを目的とします。 2.本特約は、「MyJCB利用者規定」および「MyJCBアプリ利用者規定」（以下、併せて「原規定」という。）の特則です。本特約に定めがない事項については、原規定および会員規約が適用されます。また、本特約に別途定めがない限り、本特約の用語は、原規定および会員規約の用法に従うものとします。 3.利用者は本特約に同意のうえ、本サービスの提供を受けるものとします。 4.「利用者」とは、本サービスを利用する会員をいいます。

第2条 (本サービス) 1.本サービスは、会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行ったショッピング利用、およびキャッシング利用（キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いを総称していいます。以下同じ。）を対象に、利用者に対する通知やカード利用の制限を行うサービスをいいます。 2.本サービスは次の3つの機能により構成されます。

①カードご利用通知 ②使いすぎアラート ③カードご利用制限 3.本サービスは、別途両社が利用者に対して通知をしない限り、利用者には無償で提供されます。

第3条 (留意事項) 1.前条第1項に定めるとおり、本サービスのうちショッピング利用に関連して行われるサービスは、会員のショッピング利用に際して加盟店が当該利用につき当社に対して照会（以下「ショッピング利用照会」という。なお、当該照会は、ショッピング利用の金額等を確定させるための加盟店からカード会社への売上の通知とは異なる。）を行った場合に当該照会内容に基づいて提供されるサービスであり、加盟店が当社に対してショッピング利用照会を行わないショッピング利用に関しては、本サービスに基づく通知、集計（第5条第1項に定める「集計」を指します。以下同じ。）および制限の対象とはなりません。また、公共料金の支払いや継続的役務（会員規約（ショッピングの利用）第5項に定めるものをいう。）その他一部のショッピング利用についても、本サービスに基づく通知、集計および制限の対象とはなりません。利用者は、本サービスが全てのカード利用を対象とした完全性のあるサービスではなく、利用者自身の責任によるカード利用の管理を支援する補助的な手段に過ぎないことを理解の上で、本サービスを利用するものとします。 2.本サービスに関する留意事項は、本条のほか、本特約の他の条項および本サービスに関するMyJCBまたはMyJCBアプリの画面上（本特約と併せて、以下「本特約等」という。）に表示されますので、利用者はこれらの留意事項を確認するものとします。これらの留意事項に変更があった場合には、両社は、変更後の留意事項を当該画面上に表示し、また必要に応じて本特約を改定します。

第4条 (カードご利用通知) 1.「カードご利用通知」とは、以下の各号の事象が発生した場合に、利用者の選択に基づき、利用者が両社に届け出たEメールアドレスもしくはMyJCBアプリを利用している端末のいずれか、またはその双方に対して、各号記載の事項を両社所定の方法により通知する機能です。(1)加盟店が利用者のショッピング利用（但し、第3条第1項において対象とはならないとされているショッピング利用を除く。）について、当社に対してショッピング利用照会を行い、当社が承認をした場合に、利用者に対してショッピング利用照会の金額（カード利用金額と異なる場合があります。）を通知します。但し、利用者が通知対象となるショッピング利用の金額を両社所定の方法により指定した場合には、ショッピング利用照会の金額が当該指定金額以上の場合に限り通知します。(2)利用者に発行されたカードによるATMでのキャッシング利用があった場合に、利用者に対してキャッシング利用の金額（海外キャッシング1回払いの場合は為替の換算レートの変動により最終的な利用金額とは異なる場合があります。）を通知します。なお、ATM以外でのキャッシング利用の場合（振込サービスや窓口でのキャッシング利用等）には通知対象となりません。また、利用者が通知対象となるキャッシング利用の金額を両社所定の方法により指定した場合には、キャッシング利用の金額が当該指定金額以上の場合に限り通知します。(3)第6条に定める「カードご利用制限」サービスが機能し、カード取引が行われなかった場合に、利用者に対してその旨を通知します。 2.本会員は、自己に発行されたカードおよび当該カードの家族会員に発行されたカードの両方について「カードご利用通知」を利用することが可能であり、また家族会員は自己に発行されたカードについて「カードご利用通知」を利用することが可能です。 3.利用者は、「カードご利用通知」を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスおよび端末への通知設定を常に受信可能な状態にしなければなりません。

第5条 (使いすぎアラート) 1.「使いすぎアラート」とは、加盟店が利用者のショッピング利用（但し、第3条第1項において集計の対象とはならないとされているショッピング利用を除く。）について、当社に対してショッピング利用照会を行い、当社が承認をした場合に、当該ショッピング利用照会の金額を、次項に定める集計期間ごとに集計し、その合計金額が利用者の設定した金額（以下「アラート金額」という。）に到達したときに、利用者の選択に基づき、利用者が両社に届け出たEメールアドレスもしくはMyJCBアプリを利用している端末のいずれか、またはその双方に対して、両社所定の方法により通知する機能です。 2.「使いすぎアラート」の集計期間は、毎月16日から翌月15日まで（会員規約に定める標準期間と同じ。）です。なお、ある集計期間の途中で「使いすぎアラート」サービスの利用を開始し、または利用を停止した場合には、利用開始前の期間および利用停止期間中のショッピング利用照会は集計の対象となりません。 3.本会員は自己に発行されたカードおよび当該カードの家族会員に発行された家族カードそれぞれについてアラート金額を設定すること、ならびに自己に発行されたカードと当該カードの家族会員に発行された全ての家族カードの利用額を合算した金額についてアラート金額を設定することが可能です。また、家族会員は自己に発行されたカードについてアラート金額を設定することが可能です。 4.利用者は、「使いすぎアラート」の通知を受信できるように、利用者が通知先として選択した、両社に届け出たEメールアドレスおよび端末への通知設定を常に受信可能な状態にしなければなりません。

第6条 (カードご利用制限) 1.「カードご利用制限」とは利用者のショッピング利用（但し、第3条第1項において対象外とされているショッピング利用を除く。）およびキャッシング利用の一部を、一時的に制限（加盟店やATMにおいてカードを利用しようとしても利用できなくすることをいう。以下同じ。）する機能です。「カードご利用制限」の種類、内容および主な留意事項は、下表のとおりです。

名称	サービス内容	主な留意事項
カードロック	日本国内外でのショッピング利用およびキャッシング利用を制限します。	一部のショッピング利用については制限の対象となりません。
海外取引制限	日本国外でのショッピング利用およびキャッシング利用を制限します。	カード会社が国外加盟店として加盟店契約を締結している加盟店でのカード利用を制限する機能ですので、加盟店の店舗所在地が日本国内であったり、日本国内向けのWEBサイトであったりしても、制限の対象となる場合があります。また、一部の取引については制限の対象となりません。
ネットショッピング制限	日本国内外でのインターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引を制限します。	対面取引の場合であっても、カード番号等の情報を加盟店のスマートフォンまたはタブレット端末等に入力・伝達するなどしてショッピング利用をする場合等も、制限の対象となる場合があります。また、一部の非対面取引については制限の対象となりません。
キャッシング制限	日本国内外でのキャッシング利用を制限します。	家族会員に発行されたカードについてのみ利用が可能です。

2.本会員は自己に発行されたカードおよび家族カードの両方について「カードご利用制限」を利用することが可能です。家族会員は「カードご利用制限」を利用することができません。

第7条（責任） 1.本サービスは、本特約等に記載された制約を有するサービスとして利用者に提供されるサービスですので、両社は当該制約が存在することについて、利用者に対して一切の責任を負わないものとします。また、両社に故意または重過失がない限り、両社は本サービスに起因して利用者が発生した逸失利益について一切の責任を負わないものとします。 2.利用者は本サービスを利用することにより、会員規約に定めるカードの管理責任その他の会員規約上の責任が軽減されるものではありません。利用者は、本サービスが本特約等に記載された制約を有するサービスであることを前提として、自己の責任でカードおよびカード利用を管理するものとします。

第8条（本サービスの変更・終了） 1.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にMyJCBもしくはMyJCBアプリの画面上で公表し、またはEメール等で通知します。 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスを終了することができます。この場合、両社は本サービス終了の3ヶ月前までに利用者へ通知します。

第9条（本特約の改定） 本特約の改定については、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。

(CRT01・20220322)